

<報道発表資料>

令和7年3月27日

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

路地奥京町家も大規模修繕できるよう、 計画策定を支援します

京都らしい路地の風情を保ちつつ、密集市街地に多く残る路地の防災性を向上させるため、路地奥等の京町家の耐震・防火性能を向上させる大規模な修繕又は模様替に係る計画策定（計画・設計）を支援する補助制度を創設します。

【背景と目的】

密集市街地内では、本市の貴重な財産である京町家が路地に面して数多く存在していますが、建築基準法上、原則として大規模修繕が認められず、密集市街地の防災上の課題となっています。

令和6年4月1日付の建築基準法の改正に伴い、本市においても、その敷地が建築基準法の道路に接しない路地奥等の京町家について、大規模な修繕又は模様替（以下「大規模修繕等」といいます。）が可能となる認定制度（※）を創設しました。しかし、制度へのなじみが薄いことや、手続への負担感から、これまで制度の活用実績がありません。

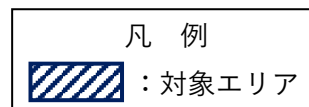
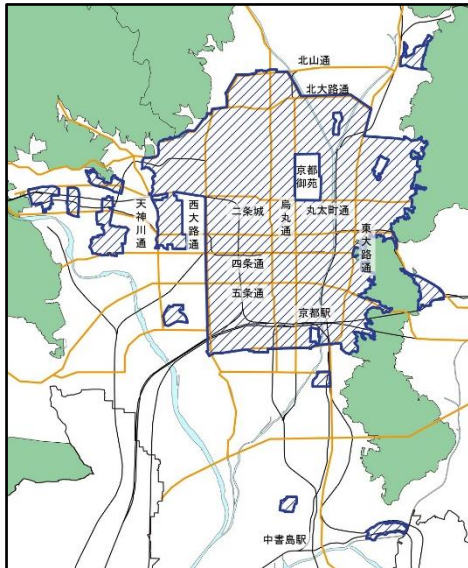
そこで、路地奥等の京町家の大規模修繕等の計画及び設計に要する費用を支援する補助制度「京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業」を令和7年4月から実施します。また、活用事例を作り、制度の周知・定着を図ります。

※ 大規模な修繕又は大規模な模様替に伴う接道規定の適用除外に係る認定制度（建築基準法施行令137の12第6項）

【補助の概要】

- 実施期間 令和7年4月1日受付開始
- 大規模修繕等の計画及び設計の要件（以下に掲げるいずれにも適合することが必要です。）
 - ・ 大規模修繕等に伴う接道規定の適用除外に係る認定の申請に必要な図書を作成すること
 - ・ 京町家が持つ歴史的・文化的・空間的価値の継承に資する改修に努めること
（京町家の保全・継承に向けて事前に御相談させていただきます。）
 - ・ 耐震・防火改修に努めること
- 補助対象建築物
 - 密集市街地等に存する京町家（昭和25年以前に建築された木造建築物）で、その敷地

が建築基準法の道路に接しないもの



- 補助金額
大規模修繕等の計画及び設計に要する費用の1／2を補助（上限200万円）
- その他
詳細は、別添リーフレットを参照してください。



<お問合せ先>

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

電話：075-222-3503